破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第５０号
山口県岩国市周東町西長野694番地14
破産者　小川　栄治
1　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
2　一般調査期間　平成24年８月27日から平成24年９月３日まで
平成24年７月６日　山口地方裁判所岩国支部

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第１２９号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原95番地１
破産者　碇商店こと　碇　　英雄
特別調査期間　平成24年７月25日から平成24年８月１日まで
平成24年７月４日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1765番地３
破産者　大塚　茂博
特別調査期間　平成24年７月25日から平成24年８月１日まで
平成24年７月４日
佐賀地方裁判所民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５１６０号
大阪市鶴見区鶴見３丁目12番23号
破産者　ウッディアイ株式会社
1　期日　平成24年９月12日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７７５９号
大阪府交野市倉治６丁目25番11号
破産者　上田　里美
1　期日　平成24年９月12日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５２１９号
神戸市中央区生田町４－３－10－301、開始決定時の住所大阪市城東区中央２－10－18－302
破産者　上田　良朋
1　期日　平成24年９月12日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第７５８０号
東京都墨田区菊川３丁目３番２号
破産者　株式会社あんボックスコミュニケーション
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１５８４号
大阪府高槻市寿町３丁目５番13号
破産者　室田　栄一
異議申述期間　平成24年８月24日まで
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１０号
福井県吉田郡永平寺町松岡上合月第７号37番地
清算株式会社　坂井不動産土地管理株式会社
代表清算人　前川　政人
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第１１号
福井県あわら市二面68号１番地
清算株式会社　株式会社芝政
代表清算人　前川　政人
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所民事部

監督命令

平成２４年（再）第５号
北海道江別市工栄町８番地６
再生債務者　株式会社全栄
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西４丁目１道銀ビル９階　田中・山崎法律事務所　弁護士　山崎　昌彦
平成24年７月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第１号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1042番地の１
再生債務者　株式会社鈴木商事
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市美江寺町１丁目27番地　第一住宅ビル４階　小椋法律事務所　弁護士　小椋　　功
平成24年７月４日　　岐阜地方裁判所民事部

平成２２年（再）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地
再生債務者　株式会社亀屋産業
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　島根県出雲市渡橋町61　一畑いずも渡橋ビル２階　中井総合法律事務所　弁護士　中井　洋輔
平成24年７月３日　　松江地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地
再生債務者　株式会社亀屋産業
主文　平成22年８月26日にした監督命令を取り消す。
平成24年７月３日　　松江地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第３６号
千葉県千葉市美浜区磯辺２丁目５番１号
再生債務者　石原鋼業株式会社
特別調査期間　平成24年８月23日から平成24年８月24日まで
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第５４号
東京都葛飾区金町３丁目45番２号
再生債務者　松橋　稔侑
1　投票期間　平成24年８月20日まで及び平成24年８月28日午前10時30分債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年８月28日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋クラブ
決定の要旨　再生債権者田邊勝己が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　減少する資本金の額　40億円
2　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定が確定した後において募集株式の払込みがなされることを条件として、その払込期日
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋クラブ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（普通株式800万株）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画許可決定確定日から３ヶ月以内の日であって、募集株式と引き換えにする金銭の払込期日
3　減少する資本金の額　40億円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定日から３ヶ月以内の日であって、募集株式と引き換えにする金銭の払込期日
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第20部